

8号議案（総会運営に関する内規の件）

議長より、効率よく総会を運営するために内規を作成したとの説明があり、内規の主な条文が読み上げられた。

【質疑応答】

1. 質問者に対する回答は、どのようにするのか。

－回答をまとめるために理事会を開く時間が無いので、理事長、副理事長および諮問委員会で取りまとめ、総会の場で回答する。なお、この内規は、会議中の質問全部を妨げるものではない。

2. 会議中の質問を妨げるものではないと言うが、第2条に質問の受付は3日前迄と書いてある。初めから、そのように書くべきでは。

－原則は事前に文書で提出してもらおうが、論議の流れで出た質問には回答する。

3. 第8条に、修正案の提出を受けた理事長は、これを遅滞無く全組合員に配布する、とある。組合員には外部居住者もいるため、総会までに送付するためには速達料がかかる。市川ハイツの居住者のみに限定するか、ホームページやFAXも利用してはどうか。

－柔軟に考え、外部居住者への送付は、普通郵便で十分であると考える。

4. 第10条に、この内規は3年間試行とあるが、この通り試行するのか。

－まず、この内規のまま3年間試行してみる。その結果、細則に格上げしても良いのでは、といった発言が起案者からあった。

採決の結果、賛成多数で本議案は承認された。また、この内規は、平成21年9月20日より効力を生じるものとする。

報告事項

①管理費長期滞納 精算完了報告（小野理事長より）

まず、以前に配布した理事会ニュースに「遅延損害金は、法的に免除が認められている」と記載したのは誤りであるため、訂正とお詫びがあった。

また、この長期滞納住戸は競売による所有者変更があり、管理費の滞納分や遅延損害金は下記のように精算が完了したことが報告された。

1. 管理費の長期滞納分は、8月13日に新所有者から全額入金された。
2. 旧所有者は管理室へ過去の滞納分を少額ずつ持参し、この金額は預り金としていたが、遅延損害金はこの預り金で処理した。
3. 必要経費を相殺して、過不足なく精算が完了した。
4. 新旧所有者の双方へ精算完了の通知を出したが、指定の期日までに異議

市川ハイツ管理規約第6章第4節に定める 総会の運営に関する内規（案）

（趣 旨）

第1条 この内規は、市川ハイツ管理規約第6章第4節に定める総会の運営要領について、新たに総会議案に対する質問事項又は修正案の提出に関し事前通告制を採用することにより、総会における質疑及び論議の効率化と活性化を図ることを主たる目的とする。

（議案に対する質疑事項の提出）

第2条 総会資料を受領した組合員は、資料中の各議案を検討した結果、議案中に質疑又は論議を必要とするものがあると考えるときは、質問事項を取りまとめて総会の3日前迄に、理事長（理事長不在の場合は副理事長。）に文書で通告するものとする。特に当該年度以前に係る議事録等の資料に関連する事項についての質疑を求めるときは、総会3日前通告を厳守するものとする。ただし、総会において現に論議中の議案との関連において、発言者が過去の資料に言及することは、事前通告の有無を問わず、妨げない。

（理事会の質疑に対する対応）

第3条 前条の質疑を受領した理事長（理事長不在の場合は副理事長。）は、必要があれば過去の資料等をも含めて調査し検討したうえで、誠実にこれに対応しなければならない。

（委任及び議決権行使）

第4条 議決権行使書への賛否の記入に当たり、議案によっては、組合員が容易に賛否を判断しがたいものがありうることを考慮して、新たに議案の一部について「総会一任」の記入欄を設けることとする。

（議決権行使書における賛否、委任の表示）

第5条 議決権行使書における各議案に対する「賛成」、「反対」及び「総会一任」の意思表示の区分は、次のとおりとする。

（1） 「賛成」、「反対」の意思表示をする議案

組合員の判断が容易であって、明確な意思表示を適当とするもの

- (2) 「賛成」、「反対」、「総会一任」の意思表示をする議案
管理費、修繕積立金、各種使用料等の経費に係る議案
であって、組合員の利害に係るもの、又は提案されている議
案に対し組合員からの修正提案がなされる可能性の高いもの

(議決権行使書への賛否の記入)

第 6 条 議決権行使書中の「賛成」、「反対」又は「総会一任」の意思表示
の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 指定された箇所に 印を記入したものは、有効とする。
(2) 2 箇所以上に 印を記入したものは、無効とする。
(3) 、 ×、 など、 以外の印を記入したものは、無効とす
る。

(組合員からの修正案の提案要領)

第 7 条 提案された各議案に関連して修正案を提出しようとする組合員
は、本人を含め 10 名の賛同者を確保して総会 3 日前迄に、修正案
及び同案賛同者 10 名の名簿を添えて、理事長に提出するものとす
る。

(修正案の処理)

第 8 条 前条により修正案の提出を受けた理事長は、これを遅滞無く全組
合員に配布するものとする。

- 2 総会における審議に当たっては、原議案とともに審議し、規約所
定の議決権数(議決権行使書に 印を記入した議決権数を含む。)を
得たものを、議決されたものとする。
3 修正案の提出件数が複数の場合は、原議案に最も乖離しているも
のから順次審議し、原議案、修正案を含め、規約所定の議決権数(議
決権行使書に 印を記入したものを含む。)を得たものを議決され
たものとする。
4 総会における出席組合員の議決権数は、規約所定の議決権数に拘
わらず全員同一の一人「1」として集計するものとする。ただし、
出席組合員中に自己の議決権数に拘泥するものが居れば、これを尊
重するものとする。

(雑 則)

第 9 条 この規定に定めのない事項については、規約、細則類等及び総会

の決議事項の定めるところによる。

（内規の改廃）

第10条 この内規は、3年間試行の後、見直し検討を実施したうえで
必要があれば、総会運営細則を制定するものとする。

附 則

（内規の発効）

第1条 この内規は、平成21年 月 日から、その効力を生じる。